

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森 利用料金免除申請書

		申請日 令和 年 月 日				
申請者	団体(学校)名	代表者名				
	住所	(下)				
利用期間	令和 年 月 日(曜) ~ 令和 年 月 日(曜)					
申請人数	人					
免除理由	利用規則第7条第	1	2	3	4	号該当
		5	6	7	8	

添付書類 北海道立青少年体験活動支援施設利用規則第7条に基づく減免規定

- 1 免除理由が利用規則第7条第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、別記様式による証明書を提出してください。
- 2 免除理由が利用規則第7条第4号に該当する場合は、入所の際に、身体障害者手帳を提示してください。
- 3 免除理由が利用規則第7条第5号に該当する場合は、市町村長、福祉事務所長又は民生委員、もしくは所属する学校長、施設長の証明書を添付してください。
- 4 免除理由が利用規則第7条第6号に該当する場合は、知的障害者(児)福祉施設長の証明書を添付し、又は入所の際に療育手帳を提示してください。
- 5 免除理由が利用規則第7条第7号に該当する場合は、保健所長、精神保健センターの長等の証明書を添付してください。

【免除対象者】(北海道立青少年体験活動支援施設利用規則第7条)

第1号	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒
第2号	特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の特別支援学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者
第3号	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
第4号	身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
第5号	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている児童及び生徒
第6号	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
第7号	精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうとする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者
第8号	その他教育長が必要と認める者

(利用者の中に該当する方がいる場合、申込書類と一緒に提出していただきます。)